

基発 0104 第 10 号
平成 31 年 1 月 4 日

全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金引上げに向けた環境整備については、労使のトップが参集した働き方改革実現会議において決定した働き方改革実行計画において、「最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。」とされ、また、平成 30 年 11 月 20 日の閣議においては、平成 30 年第 2 次補正予算編成指示があり、中小企業・小規模事業者に対して支援を行う旨、示されたところです。

これらを踏まえ、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された平成 30 年度第 2 次補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、最低賃金が低い一部の地域において、本助成金をより一層活用いただけるよう、30 円コースの助成率を引き上げることとしたところです（平成 30 年度第 2 次補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となりますが、申請受付は本日から可能です。）。

業務改善助成金の申請期限が平成 31 年 1 月 31 日までを予定していることから、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

「業務改善助成金」の拡充

～ 事業場内最低賃金800円未満の事業場に対する助成率の引上げ～

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

拡充内容

事業場内最低賃金800円未満の事業場について、
助成率を引き上げます。

現行の助成率	→	拡充後の助成率
7/10または3/4		4/5
3/4または4/5（※1） （生産性要件を満たす場合）		9/10（※1） （生産性要件を満たす場合）

今回からの制度概要

※平成30年度第2次補正予算（案）に基づく措置

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
① 30円以上 <u>（今回から追加措置される制度）</u>	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 [ただし、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場に限る（※2）]	4 / 5 [生産性要件を満たした場合には 9 / 10 （※1）]
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
② 30円以上 （変更なし）	1～3人	50万円	事業場内最低賃金1,000円未満の事業場	7 / 10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3 / 4 [生産性要件を満たした場合には 3 / 4 （※1）]
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
③ 40円以上 （変更なし）	1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 4 / 5

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※2）助成率引上げの対象は、地域別最低賃金800円未満の、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の19県のうち、事業場内最低賃金800円未満の事業場に限ります。